

## 後期高齢者医療保険料滞納者への対応

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	「保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください」の回答
0 愛知県	<p>資格証明書の発行(広域連合)は、保険料を納付する視力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置であります。厚生労働省からの通知(21年10月)により、現在においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないことが基本的な方針となっております。</p> <p>また、短期保険証につきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設け、保険料の納付につなげるために発行しているもので、国の通知等に基づき、適正な手続きのもとに行われているところであります。</p>
1 名古屋市	<p>後期高齢者医療制度における保険料の収納確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要です。</p> <p>被保険者の方にこうした趣旨を十分に説明して保険料納付に対する理解が得られるよう最大限努めるとともに、より一層の効果的かつ効率的な収納対策を講じることが必要であると考えています。</p> <p>収納対策を効果的かつ効率的に行うために、被保険者の方と接触して納付相談等の機会を確保し、適切な収納に結びつけるといったきめ細やかな対策を実施していくことが重要であることから、短期被保険者証の交付を行っています。</p> <p>したがって、収入の減少など特別な事業があって保険料を納めることが困難な被保険者の方から保険証を取り上げることはありません。</p> <p>また、保険料を一定期間滞納している被保険者に交付する被保険者資格証明書は、あくまで、「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めていない悪質な方」に対して交付するものです。</p> <p>保険料の納付についてご相談をいただいた際には、被保険者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を行うこととしておりますのでご理解ください。</p>
2 豊橋市	<p>保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行は行っておりません。なお、短期被保険者証については、保険料滞納者のうち分納約束不履行の被保険者に対して、定期的に接触し状況把握等するために止むを得ず発行しているものです。</p>
3 岡崎市	<p>愛知県後期高齢者医療広域連合の要綱に基づき実施しており、資格証明書の交付実績はありません。</p>
4 一宮市	<p>保険証の取り上げ・資格証明書の発行の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な被保険者に限って適用するものです。短期保険証の発行も含め、愛知県広域連合の動向によりたいと思います。</p>
5 瀬戸市	<p>負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えております。短期被保険者証の発行につきましては、愛知県後期広域連合が定めた要綱に従い対応して参りたいと考えております。</p>
6 半田市	<p>資格証明書又は短期保険証の交付については、医療保険制度の負担の公平性の確保の立場から、保険料滞納者の実情を十分に把握し検討したうえで、やむを得ず行うものです。</p> <p>資格証明書は、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して交付しますが、現時点で交付者はおりません。</p> <p>短期保険証は、納付期限から6カ月以上経過した滞納保険料があり、今後も自主納付により滞納額の減少が見込まれない方に対して、定期的な納付相談の機会を設けるために交付しております。</p>
7 春日井市	<p>資格証明書及び短期保険証の発行は、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を納めていただけない方に対して、やむを得ず行うものであり、機械的に実施するものではありません。</p>

市町村名		「保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください」の回答
8	豊川市	後期高齢者医療制度の保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり事業全般の運営を行っているところです。従いまして、保険料の滞納者による短期証及び資格証につきましても、「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証の交付等による要綱」にて交付するものであり、本市が単独で交付することはありません。
9	津島市	国や県、各市の今後の動向を見守りたいと考えております。
10	碧南市	相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って資格証明書を発行することになっています。
11	刈谷市	<p>資格証明書の発行は、保険料滞納対策として法令で規定されており、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して資格証明書の交付するものです。機械的な発行はせず、納付相談に応じて分割納付等の努力をさせていただいている誠意のある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納付意欲を損なうことのないような対応をしております。現在、刈谷市では交付実績はございませんが、納付相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、保険料負担の公平化を図るためにも資格証明書の発行をせざるを得ないと考えております。</p> <p>また、短期保険証は医療機関受診に際しては何らの不利益を受けるものではございません。保険料滞納対策として法令でも規定されており、短期保険証更新時は、直接お会いして状況をお伺いできる貴重な相談の機会と考えております。保険料を納められない方の状況を直接お聞きし、今後の納付について具体的な方法を相談させていただくことで、滞納額が膨らんで、更なる納付困難を招くことのないように、今後も丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。</p>
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	愛知県後期高齢者医療広域連合の方針に沿って対応したい。
14	西尾市	資格証明書の発行に関しては広域連合が決定いたします。短期保険証は、広域連合の要綱に基づき、発行していきます。
15	蒲郡市	後期高齢者医療制度の資格証明書の発行に関しては、広域連合が要綱を設けており、それに基づいて行います。要綱では、高齢者の医療に関する法律施行令第4条に規定する特別の事情、入院若しくは継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者で、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全部を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められるときは、資格証交付の適用除外となっています。また、保険料の被保険者均等割が軽減されている者、所得の少ない被保険者であって資格証明書を交付することにより、医療費の全額を一時的に負担することが困難となる場合は、短期保険証を有効活用し、適切な収納対策を講じることにより、資格証明書を交付しないことができるとなっています。現在は、資格証明書の交付はありません。
16	犬山市	<p>資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、この方針に基づき、県後期高齢者医療広域連合とも連携を図り、納付相談の実施等適切に対応していきます。</p> <p>なお、現在、本市で資格証明書の発行はありません。</p>
17	常滑市	高齢者が必要な医療を受ける機会を損なうことがないよう留意して、適切に運用しています。現在、該当者はありません。
18	江南市	後期高齢者医療広域連合との十分な協議を行っていきます。
19	小牧市	資格証明書発行については、高齢であるという被保険者の現状から行っていません。なお、短期保険証は、納付相談の機会を設けるため及び負担の公平性の観点から必要に応じ発行しております。

市町村名		「保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください」の回答
20	稲沢市	資格証明書の交付は、愛知県後期高齢者医療広域連合が行うもので、納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間未納が続く方について、被保険者間大負担の公平の観点からやむを得ず行われるものです。現在、資格証明書の交付を控えるため、滞納者に対してきめ細やかな納付指導を行うよう努めております。
21	新城市	後期高齢者医療制度の資格証明書の発行等に関する実施主体は、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合です。現在、資格証明書の発行は、ありません。
22	東海市	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から7項までの規定に基づき、広域連合は、保険料の滞納につき高齢者の医療確保に関する法律施行令第4条に定める特別な事情があると認められる場合を除き、資格証明書を交付するものとしています。 しかし、広域連合長に対し、平成21年10月26日付け厚生労働省から、資格証明書の厳格な運用の徹底として、原則、資格証明書を交付しないこととする通達を受けて、現在は運用されています。
23	大府市	資格証明書については、現在発行していません。今後も滞納者に対してきめ細かい納付相談を行い、資格証明書及び短期保険証の発行について適切に判断します。
24	知多市	保険料滞納者に対し、保険証の取り上げ、資格証明書の発行はしていません。また短期保険証についても、該当する被保険者一律に機械的な交付をするということではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で実施していきます。
25	知立市	後期高齢者医療の被保険者に対する資格証明書の発行は、広域連合が行います。
26	尾張旭市	資格証明書の交付につきましては、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を納めていただけない方に対してやむを得ず行うものであり、一律に機械的に実施するものではなく、広域連合と市町村が十分に実情について検討を行った上で交付について判断するものと考えております。 また、短期保険証の交付については、十分な納付相談をするとともに、納付約束をするなど、できる限り滞納の解消に努め、資格証明書の交付と同様に慎重に対処していきたいと考えております。
27	高浜市	後期高齢者医療制度に係る資格管理は、広域連合において愛知県内で統一的に運用されるため、広域連合の運用基準に従って適切に対応していきます。
28	岩倉市	愛知県後期高齢者医療広域連合と密に連携し、対応をしていきたいと考えております。
29	豊明市	滞納があるからといって一律に保険証の取り上げ等はしません。個々の事例をよく考えて、広域連合と連携して対応をします。 短期保険証の発行は、滞納者と会って保険料の納付をお願いするために必要な方策であるので、広域連合と連携を取って発行していきます。
30	日進市	現在、資格証明書の発行はありません。短期保険証は接触の機会を確保するために発行しています。納付相談による生活実態の把握により収納対策を行っています。
31	田原市	後期高齢者医療広域連合で定める要綱等に準じて対応していきたいと思っております。なお、現在資格証明書の発行者はいません。
32	愛西市	愛知県後期高齢者医療広域連合の取り決めによる。
33	清須市	後期高齢者医療制度については、愛知県の広域連合で資格管理事務を処理するため、本市独自で特段の取り計らいをすることは考えていません(十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方が対象となります)。清須市における短期証発行件数0件
34	北名古屋市	後期高齢者医療制度に基づき、広域連合の統一的運用基準により行います。(資格証明書は発行していません。)
35	弥富市	広域連合においては、資格証の交付基準が決められていますが、弥富市は短期証で対応しています。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であるので、広域連合の方針に基づいて対応していきます。広域連合は資格証明書の発行について「市町村の意見を聞いて対応していく」と言っています。

市町村名		「保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください」の回答
38	東郷町	保険料滞納者に対する資格証明書の発行の取り扱いは、愛知県後期高齢者広域連合が定める規定により、県内で同一の運用します。
39	長久手町	現行どおりとします。
40	豊山町	資格証明書の発行は、市町村と十分に調整した上で広域連合の権限で行われます。現在、短期保険証は発行していません。
41	大口町	特別の事情もなく滞納している者に対して発行するものですが、現在のところ資格証明書・短期保険証の対象者はいません。
42	扶桑町	発行していません。
43	大治町	※文書回答なし
44	蟹江町	広域連合に従います。
45	飛島村	広域連合の指導を受けながら検討したい。
46	阿久比町	納付相談等により、極力発行しない予定です。
47	東浦町	保険料滞納者につきましては、納付資力があながら保険料をお支払いいただけない方については、被保険者間の負担の公平化を図るため、通常の被保険者証に代えて広域連合が短期被保険者証や資格証明書を発行することになります。
48	南知多町	愛知県後期高齢者医療広域連合の指示を仰ぎつつ、適切な処理を行っていく所存です。
49	美浜町	愛知県後期高齢者医療広域連合の要綱のとおり運用している。
50	武豊町	「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付等に関する要綱」に基づき実施してまいります。
51	幸田町	愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。
52	設楽町	現在のところ行っていません。今後もそうした処分を行わずに済むよう、滞納者の解消に努めていきます。
53	東栄町	滞納状況の調査が必要となります。
54	豊根村	現在は資格証明書の発行は行っていません。短期保険証も発行していません。